

オープンカウンター方式による見積合せの公示

次のとおり、オープンカウンター方式による見積合せを実施します。

平成30年5月14日

独立行政法人都市再生機構業務受託者

株式会社URコミュニティ

京都住まいセンター センター長 足立 一博

1 調達内容

- (1) 調達件名 平成30年度 文書及びポスターの配付等業務
- (2) 調達品等の特質・数量等 仕様書による。
- (3) 履行期間 契約締結日から平成31年3月31日まで
- (4) 見積方法

見積金額は、総価を記載すること。

契約の相手方の決定に当たっては、見積書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額とする。）をもって決定価格とするので、見積書を提出する者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の108分の100に相当する金額を見積書に記載すること。

なお、見積もり金額を算定した単価を契約単価とする。

2 参加資格

- (1) 独立行政法人都市再生機構会計実施細則（平成16年独立行政法人都市再生機構達第95号）第331条及び第332条の規定に該当する者でないこと。
- (2) 平成29・30年度独立行政法人都市再生機構西日本地区（西日本支社）物品購入等における業種区分「役務提供」に係る競争参加資格の認定を受けていること。
- (3) 公示日から見積合せ日までの期間に、当機構から本件業務の履行場所を含む区域を措置対象区域とする指名停止を受けていないこと。
- (4) 暴力団又は暴力団員が実質的に経営を支配する者若しくはこれに準ずる者でないこと。
- (5) 本公示、仕様書及びオープンカウンター方式による見積合せ説明書等を承諾していること。

3 見積書の提出場所等

- (1) 見積書の提出場所及び見積手続等に関する問合せ先
〒604-8171 京都府京都市中京区烏丸御池下ル虎屋町566-1
井門明治安田生命ビル4階

独立行政法人都市再生機構業務受託者

株式会社URコミュニティ 京都住まいセンター 総務収納課

(2) 見積書の提出期限及び提出方法

①提出期限 平成30年5月21日(月)15時00分

②提出方法 持参又は郵送とする。但し、郵送による場合は書留郵便とし、同日同時刻必着とする。提出場所は上記(1)と同じ。なお、見積書、封筒の作成・提出に当たっては、当機構ホームページ掲載の「入札・契約情報」内の「オープンカウンター方式」を必ず確認すること。

(3) 見積合せの日時

見積書の提出期限後、遅滞なく実施する。

なお、見積参加者の立会は求めない。

4 その他

(1) 契約保証金 免除

(2) 契約書等の作成の要否 要

(3) 見積りの無効

本公示に示した競争参加資格のない者のした見積り及び見積りに関する条件に違反した見積りは無効とする。

(4) 契約の相手方の決定方法

独立行政法人都市再生機構会計規程第52条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な見積りを行った者を契約の相手方とする。

(5) 競争参加資格の認定を受けていない者の参加

上記2(2)に掲げる競争参加資格の認定を受けていない者も、上記3(2)により見積書を提出することができるが、競争に参加するためには、見積書の提出と同時に当該資格審査に係る申請書を提出し、当該資格の認定を受け、かつ、競争参加資格の確認を受けなければならない。

(6) 仕様の内容に係る質問等の受付先

独立行政法人都市再生機構業務受託者

株式会社URコミュニティ 京都住まいセンター お客様相談課

以上

見 積 書

金 円也

ただし、平成30年度 文書及びポスターの配付等業務

オープンカウンター方式による見積合せ説明書を承諾の上、見積りします。

平成 年 月 日

住 所
氏 名

印

独立行政法人都市再生機構業務受託者
株式会社URコミュニティ
京都住まいセンター
センター長 足立 一博 殿

内 訳

(税別)

項目	予定数量	単価	予定総額
文書配付 (集合郵便受け)	23,803		
文書配付 (各戸郵便受け)	400		
ポスター掲示	2,252		
ポスター回収	2,252		
合 計			

表

独立行政法人都市再生機構業務受託者
株式会社URコミュニティ
京都住まいセンター センター長殿
(「平成30年度文書及びポスターの配付等業務」見積書)

裏

封
印
住所・連絡先
氏名
※登録番号
印
印

- ※ 競争参加資格認定通知書に記載されている登録番号を必ず記載すること。
なお、競争参加資格を申請中の者にあつては、「**競争参加資格申請中**」と記載すること。
提出された見積書については、開封の前後を問わず、引換え、変更又は取消しをすることができないことから、登録番号の記載漏れ、間違い等については無効となるので注意すること。

仕様書

- 1 件 名 平成30年度 文書及びポスターの配付等業務
- 2 契約期間 契約締結日から平成31年3月31日まで
- 3 項目等

項目	予定数量
文書配付（集合郵便受け）	23,803
文書配付（各戸郵便受け）	400
ポスター掲示	2,252
ポスター回収	2,252

※1階の各戸郵便受けについては、発注者が集合郵便受けにての配付を依頼した場合、集合郵便受けとみなし、発注者が各戸郵便受けにての配付を依頼した場合、各戸郵便受けとみなし契約単価を適用する。

※予定数量は業務実施量を担保するものではない。

- 4 業務履行場所 別紙2 対象団地一覧 のとおり
- 5 発注方法及び作業日時

発注者が必要に応じてファックス等により発注する。

また、作業日時については、発注者の指定する日時に行うこと。なお、発注は原則として作業日の1週間前までに行うものとする。

- 6 作 業

- (1) 作業にかかる諸経費については受注者が負担すること。
- (2) 文書配付業務において、集合郵便受けまたは各戸郵便受けに封印シールが張られている場合は、配付業務の対象外とする。
- (3) ポスター掲示業務に係る掲示場所は別途発注者が対象団地内において指定する。
- (4) ポスター回収業務については、発注者の指定する掲示場所に掲示されている掲示物の中で発注者が指定する掲示物を対象とし、回収した掲示物の数量を報告するとともに発注者に提出すること。
- (5) 作業後には、発注部署名、作業内容、数量を記入した業務完了報告書を提出すること。
なお、文書配付業務及びポスター掲示業務における数量については、発注者からの受領枚数及び配付・掲示後の残余枚数を記載し、文書配付業務においては集合郵便受け及び各戸郵便受けへの配付内訳を併せて記載すること。
- (6) 作業後、業務の不良又は数量の誤りが明らかになった場合は、速やかにかつ適切に対応すること。

以 上

単 価 契 約 書 (案)

- 1 役務の名称 平成30年度 文書及びポスターの配付等業務
- 2 契約期間 契約締結日から平成31年3月31日まで

発注者 独立行政法人都市再生機構業務受託者株式会社URコミュニティと受注者
は頭書の役務

(以下「本役務」という。)に関する請負契約を次のとおり締結する。

この契約締結の証として、本書2通を作成し、発注者及び受注者が記名押印の上、各自1通を保有する。

平成30年 月 日

発注者 住 所 京都府京都市中京区烏丸御池下ル虎屋町566-1
独立行政法人都市再生機構業務受託者
株式会社URコミュニティ
京都住まいセンター

氏 名 センター長 足立 一博 印

受注者 住 所

氏 名

印

(総則)

第1条 発注者は、物品をこの契約に定める条件で受注者から買い受け、受注者は、これを売り渡すものとする。

(権利義務の譲渡等の制限)

第2条 受注者は、この契約によって生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、書面による発注者の承諾を得たときは、この限りではない。

(再委託等の制限)

第3条 受注者は、この契約の履行に当たり、第三者にその全部又は一部を委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、書面による発注者の承諾を得たときは、この限りではない。

(発注手続)

第4条 発注者は、物品を受注者に発注するときは、その都度、その物品の種類、規格、数量、納入場所及び納入期限を記載した発注者所定の注文書(以下「注文書」という。)を受注者に対して発行するものとし、受注者は、この注文書に基づき物品を納入するものとする。

(納入期限の延長)

第5条 受注者は、天災その他の不可抗力により、注文書に指定された納入期限(以下「納期」という。)内に、当該注文書に基づく物品を納入することができないときは、あらかじめ、発注者に届け出て、納期を延長することができる。ただし、その延長日数は、発注者と受注者とが協議して定めるものとする。

(危険負担)

第6条 本役務の履行に当たり、次条第1項の発注者の確認(同条第3項の再検査がある場合には、当該再検査)の前に生じた損害は、受注者がこれを負担するものとする。

(検査)

第7条 受注者は、注文書に基づく本役務の履行後、直ちに発注者に届け出て、その履行結果について、発注者の確認を受けなければならない。

2 発注者は、前項の確認(以下「検査」という。)を同項の規定による届出を受けた日から起算して10日以内に行うものとする。

3 受注者は、検査の結果、不合格となり、発注者から修正又はやり直しを命ぜられたときは、発注者の指定する日までに代品を納入し、発注者の再検査を受けなければならない。この場合、再検査の期限については、前項の規定を準用する。

4 検査又は前項の再検査に合格した日をもって、注文書に基づく本役務は完了したものとし、当該物品は、同日をもって発注者に引き渡されたものとする。

(瑕疵担保責任)

第8条 受注者は、前条第4項に規定する注文書に基づく本役務完了日から1年間当該物品の瑕疵を補修するものとする。

(請負代金)

第9条 発注者は、第7条第4項の規定により本役務が完了したときは、当該物品の対価(以下「売買代金」という。)として、別紙の単価表に基づき算定した額を受注者に支払うものとする。

2 受注者は、請負代金については、当月分を取りまとめ、翌月1日以降その支払請求書を発注者に提出するものとし、発注者は、当該請求書を受理した日から起算して30日以内に、これを受注者に支払うものとする。

3 発注者がその責めに帰すべき理由により第7条第2項の期間内に検査又は同条第3項の再検査を行わないときは、その期間を満了した日の翌日から当該検査又は再検査を行った日までの日数は、前項の期間(以下「約定期間」という。)の日数から差

し引くものとする。この場合において、その遅延日数が約定期間の日数を超えるときは、約定期間は、遅延日数が約定期間の日数を超えた日において満了したものとみなす。

(単価の改定)

第10条 物価に変動があり、前条1項の単価表の額が不相当となったときは、発注者と受注者とが協議の上、これを改定することができる。

(延滞金)

第11条 受注者の責めに帰する理由により、受注者が納期内に注文書に基づく物品を納入しない場合において、履行期限経過後相当期間内に納入する見込みがあると発注者が認めたときは、発注者は、受注者から延滞金を徴収して、当該履行期限を延長することができる。

2 前項の延滞金は、その延滞日数に応じ、同項の注文書に基づく請負代金に対し、年(365日当たり)5パーセントの割合で計算した金額とする。

(談合等不正行為があった場合の違約金等)

第11条の2 受注者が、次に掲げる場合のいずれかに該当したときは、受注者は、発注者の請求に基づき、本契約期間中に発注した総額の10分の1に相当する額を違約金として発注者の指定期間内に支払わなければならない。

一 この契約に関し、受注者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。)第3条の規定に違反し、又は受注者が構成事業者である事業者団体が独占禁止法第8条第1項第1号の規定に違反したことにより、公正取引委員会が受注者に対し、独占禁止法第7条の2第1項(独占禁止法第8条の3において準用する場合を含む。)の規定に基づく課徴金の納付命令(以下「納付命令」という。)を行い、当該納付命令が確定したとき(確定した当該納付命令が独占禁止法第51条第2項の規定により取り消された場合を含む。)

二 納付命令又は独占禁止法第7条若しくは第8条の2の規定に基づく排除措置命令(これらの命令が受注者又は受注者が構成事業者である事業者団体(以下「受注者等」という。))に対して行われたときは、受注者等に対する命令で確定したものをいい、受注者等に対して行われていないときは、各名宛人に対する命令すべてが確定した場合における当該命令をいう。次号において「納付命令又は排除措置命令」という。)において、この契約に関し、独占禁止法第3条又は第8条第1項第1号の規定に違反する行為の実行としての事業活動があったとされたとき。

三 納付命令又は排除措置命令により、受注者等に独占禁止法第3条又は第8条第1項第1号の規定に違反する行為があったとされた期間及び当該違反する行為の対象となった取引分野が示された場合において、この契約が、当該期間(これらの命令に係る事件について、公正取引委員会が受注者に対し納付命令を行い、これが確

ると認められるとき。

ホ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

へ 再委託契約その他の契約にあたり、その相手方がイからホまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

ト 受注者が、イからホまでのいずれかに該当する者を再委託契約その他の契約の相手方としていた場合（へに該当する場合を除く。）に、発注者が受注者に対して当該契約の解除を求め、受注者がこれに従わなかったとき。

（契約が解除された場合等の違約金）

第13条の2 次の各号のいずれかに該当してこの契約が解除されたときは、契約単価に予定数量を乗じた額の10分の1に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

一 前条の規定によりこの契約が解除された場合

二 受注者がその債務の履行を拒否し、又は、受注者の責めに帰すべき事由によって受注者の債務について履行不能となった場合

2 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第二号に該当する場合とみなす。

一 受注者について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成16年法律第75号）の規定により選任された破産管財人

二 受注者について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定により選任された管財人

三 受注者について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定により選任された再生債務者等

（発注者の都合による解除）

第14条 発注者は、第13条の場合のほか、発注者の都合により、この契約を解除することができる。

2 発注者は、前項の規定により契約を解除するときは、少なくとも1か月前までに、書面により受注者に通知しなければならない。

3 第1項の規定によりこの契約が解除された場合において、受注者が損害を被ったときは、発注者は、これを賠償しなければならない。ただし、その賠償額は、発注者と受注者とが協議して定めるものとする。

（相殺）

第15条 発注者は、受注者に対して支払うべき金銭債務と受注者が発注者に対して支払うべき金銭債務とを相殺し、なお不足を生ずるときは、更に追徴するものとする。

（協議事項）

第16条 この契約に定めがない事項又は疑義を生じた事項については、発注者と受注者

とが協議して定めるものとする。

以 上

添付書類

別紙1 仕様書

別紙2 対象団地一覧

別紙3 単価表

単 価 表

(税 別)

項目	単位	単価 (円)
文書配付 (集合郵便受け)	戸	
文書配付 (各戸郵便受け)	戸	
ポスター掲示	箇所	
ポスター回収	箇所	